

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
府民文化部 人権局	<p>以下の物品調達に伴う、受注者（一般財団法人A）について、「障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する取扱指針」に定める障がい者就労施設等を経営する者に該当しないにもかかわらず、比較見積を省略し契約していた。</p> <table border="1" data-bbox="454 604 1374 779"> <thead> <tr> <th>物品名</th> <th>納入期限</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」35 点字版</td> <td>令和3年 3月31日</td> <td>200部</td> <td>2,060円</td> <td>412,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受注者の見積書に「市場価格確認済」との記載あり</p>	物品名	納入期限	数量	単価	金額	大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」35 点字版	令和3年 3月31日	200部	2,060円	412,000円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div data-bbox="1418 531 2190 1283" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b> (見積書の徴取) 第62条 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を徴する必要がないと認めて知事が別に定めるものについては、この限りでない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b> 第62条関係 2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、原則として2人以上の者から見積書を徴さなければならないが、次に掲げるものについては、契約の相手方の見積書を徴取し、予定価格と対査して当該価格が適当であるかどうかを検討し、価額が適正と認められるものについては比較見積を省略することができる。 (1) 特定の者でなければ履行できないもの</p> </div> <div data-bbox="1418 1318 2190 1654" style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【令和2年度 大阪府障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（令和2年5月14日策定）】</b> 2 基本的考え方 (中略) また、調達の実施に際し、具体的な手続きについては、「障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する取扱指針」に基づき行うものとする。</p> </div>	<p>検出事項について、「障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する取扱指針」により随意契約とする際に、契約の相手方がその指針に定める障がい者就労施設等を経営する者に該当するか否かの確認が不十分であった。</p> <p>今後は、指針の内容を十分理解した上で随意契約を行うこととし、該当しない場合には、大阪府財務規則等に照らし、比較見積を徴取し、適切な手続を行う。</p> <p>また、該当するか否かの判断に疑問が生じた場合には、その指針を所管している部局へ確認する。</p>
物品名	納入期限	数量	単価	金額									
大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」35 点字版	令和3年 3月31日	200部	2,060円	412,000円									

【障がい者就労施設等からの物品等の調達に関する取扱指針】

本 文

(用語の定義)

第2 この指針において、次に掲げる用語の意義は、当該各項に定めるところによる。

(1) 障がい者就労施設等  
次のアからコまでの施設等をいう。

ア 障がい者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障がい福祉サービス事業（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

エ 小規模作業所

オ 特例子会社

カ 重度障がい者多数雇用事業所

キ 在宅就業障がい者

ク 在宅就業支援団体

ケ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に定める障害者支援施設等に準ずる者として知事が認めた法人

コ アからエに掲げる施設等において生産された物品等を取り扱う店舗等（ただし、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人又は公益財団法人が経営するものに限る。）

(物品等の調達に伴う契約)

第4 発注機関の長は、障がい者就労施設等から調達することが可能な物品及び役務の調達において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号及び第3号の規定並びに大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の2の規定により随意契約によることができる場合は、予算の適切な執行に配慮し、障がい者就労施設等を経営する者と契約するよう努めるものとする。

2 前項の規定により障がい者就労施設等を経営する者と随意契約を締結しようとするときは、大阪府財務規則の運用第62条関係「2(1)」の規定により比較見積を省略することができるものとする。